

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム運営規則

- 第1条 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下「当法人」という）の組織及びその運営については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法律」という）及び当法人の定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
- 第2条 当法人には、次に掲げる役員を置く。
- | | |
|--------------|------------|
| 一 代表理事 | 1名以上6名以下 |
| 二 専務理事及び常務理事 | 1名以上10名以下 |
| 三 理事 | 20名以上40名以下 |
| 四 監事 | 1名 |
- 第3条 定時社員総会後初めて開催される理事会において、代表理事、専務理事及び常務理事を選定する。
- (2)代表理事を複数名選定した場合、代表理事の職務を行う順位を定めることができる。この順位は職務ごとに定めることができる。
- (3)理事の中から、事務局を含む常設委員会が担当する業務を執行する理事を選定する。代表理事以外の理事が選定された場合は、当該理事はその業務の範囲内で当法人を代表する。
- 第4条 理事会の議長は、代表理事がこれを行う。
- 第5条 理事会は、次に掲げる事項を除く業務執行の決定を、幹事会に委任することができる。
- | |
|------------------------------|
| 一 重要な財産の処分及び譲受け |
| 二 多額の借財 |
| 三 重要な使用人の選定及び解任 |
| 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止 |
| 五 定款第35条の規定に基づく理事の責任の免除 |
| 六 定款第26条の規定に基づく競業及び利益相反取引の承認 |
- (2)幹事会に委任した事項であっても、理事会の決議事項とすることを妨げない。
- 第6条 幹事会の議長は、当該幹事会を招集した理事がこれを行う。
- 第7条 幹事会議事録に署名または記名押印しなければならない者は、当該幹事会に出席した代表理事とする。
- 第8条 当法人には、以下の常設委員会を置く。各委員会の業務内容は以下のとおりとする。
- | |
|---------|
| 一 総務委員会 |
|---------|
- 対外的な窓口を担当して理事会や各委員会の運営支援と調整を行う。

二 事業委員会

セミナー等のモバイルビジネスを支援するための活動を行う。

三 消費者委員会

消費者保護等の消費者に対する活動を行う。

四 コンテンツプロバイダ委員会

コンテンツプロバイダの事業に関する活動を行う。

五 広報・調査委員会

広報、調査に関する活動を行う。

六 知財・著作権委員会

知財、著作権に関する活動を行う。

七 海外ビジネス委員会

海外でのビジネス活動に関する活動を行う。

第9条 各委員会は、理事、参加を希望する社員が指定する従業員その他の有識者を委員として構成される。

(2)委員としての参加の承認は、委員会を担当する理事がこれを行う。

(3)各委員会の委員数は10名程度を目安とする。委員の任期は設けない。

第10条 各委員会には、委員長及び副委員長を置く。

(2)委員長は、委員会担当理事が選任する。ただし、担当理事自らが就任することは妨げない。

(3)副委員長は、委員長が選任する。

(4)委員長及び副委員長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

第11条 前2条にかかわらず、総務委員会は、同委員会担当理事が選任した委員、監事、事務局長及び事務局長が指定する事務局員で構成される。

(2)総務委員会委員長は、原則として担当理事が就任する。ただし理事会の決議により、委員の中から選任することを妨げない。委員の任期は前条4項に従う。

第12条 各委員会には、必要に応じて、部会またはワーキンググループを設置することができる。

(2)部会またはワーキンググループの設置または廃止は、委員長が決定する。ただし、事前に総務委員会との間で調整を行うことを要する。

(3)部会またはワーキンググループのリーダーは、委員長が選任する。

(4)部会またはワーキンググループには、委員が自らの意思で参加することができる。また、リーダーの承認を得て、社員が指定する者も参加することができる。

第13条 各委員会の委員長は、理事会が編成した事業計画及びこれに伴う収支予算に従い、担当する委員会を運営する。

(2)委員会の決議は、委員の過半数が出席（委任及び代理出席を可とする）し、その過半数をもって行う。部会またはワーキンググループにおいては、委員長が別段の手続を定めることができる。

第14条 各委員会の委員長は、理事会及び幹事会において各自が担当する委員会の業務について報告を行わなければならない。

(2)前条の事業計画若しくは収支予算に従うことが困難な状況が生じた場合は、当該担当理事は、すみやかに幹事会を招集しなければならない。

第15条 当法人に事務局を置く。

(2)事務局を担当する理事は、代表理事をもって充てる。

(3)事務局には事務局長及び事務局次長を置くことができる。

(4)事務局長の任免は、理事会の議を経て、代表理事がこれを行う。

(5)事務局次長の任免は、事務局担当理事がこれを行う。

第16条 事務局は、当法人の予算管理、月次及び年次決算とその報告、資金管理、稟議プロセス管理、各委員会の事務支援並びに会議等の運営業務、その他庶務全般を行う。

(2)事務局を担当する代表理事は、理事会及び幹事会において、前項の業務について報告を行わなければならない。

(3)事務局長は、当法人の会議に出席して意見を述べることができる。

第17条 この規則の変更は、理事会の決議をもって行う。

(施行期日)

制定 平成21年4月21日

改定 平成23年1月18日

改定 平成24年1月10日

改定 平成25年11月12日